

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表
【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】

2022年9月14日
日本原子力発電株式会社

：今回ご説明範囲 ：他のコメントと合わせて回答 ：ご説明済み

No.	分類	開催年月日	コメント内容	ご指摘事項に対する回答、対応する資料等	対応状況
1	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（1.変更理由の見直しについて） 6月23日会合時の見直し理由について、前提（スロッシング対策でダンパ調整での運用の見通しがついたこと等）を記載すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P2） 6月23日の見直し理由にスロッシング対策についての記載を追記しました。 また、変更の理由についても3月1日申請時の記載に合わせ修正しました。	9/14 回答
2	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（1.変更理由の見直しについて） 矢羽根の箇所（本審査と切り離して説明する箇所）について、明確且つ丁寧に記載すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P2） 本審査と切り離して説明する箇所について、詳細な記載に修正しました。	9/14 回答
3	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（2.原子炉棟換気系改造工事の概要について（8/10）） 運用を停止するダクトについて、撤去するのであれば、図中で明確に「撤去」と記載すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P9, 10, 11） 各概略系統図にてダクトの撤去を明確に記載しました。	9/14 回答
4	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（2.原子炉棟換気系改造工事の概要について（10/10）） 使用済燃料プール廻りのダクトの設置目的について確認すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P12） 使用済燃料プール廻りのダクトの目的を記載しました。	9/14 回答
5	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（別紙2 原子炉棟換気系改造による設置変更許可要否について（2/2）） 「なお、～」については、保守的に設置していたものとしても、機能が維持されているものに対し、設置許可の記載は必ず削除しなければいけないのか検討すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P22） 「なお、～」については、設置許可の記載を削除しない方針とし、備考欄の記載についても修正しました。	9/14 回答
6	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（別紙1 原子炉棟換気系改造工事に伴う安全機能への影響について（4/6）） ダンパを調整し、閉止したダクトの分についても補うことで風量を変えずに運用することで、排気ダクトモニタの検出感度にも影響を与えないことを明確に記載すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P13） 新規ページを設け、改造前後の状態を図示し、ダンパにより風量を調整することにより、排気ダクトモニタの検出感度への影響がない旨の説明を記載しました。	9/14 回答
7	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（2.原子炉棟換気系改造工事の概要について（7/10）） 隔離弁のA⇒Bにバイパスするラインの設置目的について明確に記載すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P9） ダクト追設の目的を記載しました。	9/14 回答
8	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（別紙1 原子炉棟換気系改造工事に伴う安全機能への影響について） 各モニタの役割分担が改造前後で変わらないということを明確に記載すること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：13） 新規ページを設け、改造前後の状態を図示し、各モニタの役割が変更ない旨の説明を記載しました。	9/14 回答

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表
【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】

2022年9月14日
日本原子力発電株式会社

：今回ご説明範囲 ：他のコメントと合わせて回答 ：ご説明済み

No.	分類	開催年月日	コメント内容	ご指摘事項に対する回答、対応する資料等	対応状況
9	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（2. 原子炉棟換気系改造工事の概要について（10/10）） 改造前後のダクトの状態が分かるよう、改造前後の図とすること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P12,13） 改造前後のダクト状態が分かるよう、系統概略図と建屋断面図を改造前後に分けて記載しました。	9/14 回答
10	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（別添資料 設置許可基準規則等の各条文への適合性確認について） 下層階のLOCA時において、バイパスラインを設置することで状態が変わらないということであれば、そちらについても条文適合性の資料（表1）の記載を充実するのか、新たに資料を作成するのか検討すること。		次回ヒアリングにて回答
11	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（1. 変更理由の見直し経緯について） 現状の記載では、A系をやめてB系を残すということだけしか見えず、追設するダクトについても考慮した系統構成の変更ということを明確にすること。	【補足説明資料 補足-4】（PPT：P2） 8月末時点の変更の理由をダクトの追設が読み取れるような記載に修正しました。	9/14 回答
12	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（別添資料 設置許可基準規則等の各条文への適合性確認について） 設備改造することにより防護方針に変更がないことが記載されていないため明確にすること。		次回ヒアリングにて回答
13	ヒアリング	2022.9.2	【補足説明資料 補足-4】（別添資料 設置許可基準規則等の各条文への適合性確認について） ALCパネルの補強取り止めに関しては、6条しか記載箇所がないため、今後の変認で改めて説明していくことを記載すること。		次回ヒアリングにて回答